

トータスキッズ保育園運営規程（園則）

（総 則）

第1条 社会福祉法人幸知会が設置運営するトータスキッズ保育園（以下「保育所」という。）の運営についての重要事項は、法令に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

（施設の目的）

第2条 この保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 この保育所の運営方針は、次のとおりとする。

- （1）働きながら子育てを楽しみ、子供と共に親として成長する喜びが実感出来るよう支援する。
- （2）子育ての不安や負担を軽減する為、地域や社会全体で子育て家庭を支え支援する。

（提供する保育の内容）

第4条 この保育所の保育内容は、保育所保育方針によるものとする。

（職 員）

第5条 この保育所には、次の職員を置く。

- （1）施設長 1名
- （2）主任保育士 1名
- （3）保育士 1名
- （4）委嘱医 1名

（職務内容）

第6条 この保育所の職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）施設長
保育所の運営管理全般、職員の指揮監督
- （2）事務員
保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務
- （3）主任保育士
保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督
- （4）保育士
入所児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検
- （5）調理員
給食調理員業務、献立表の作成整理、炊具食器の整備保管

(6) 委嘱医

入所児の健康診断、入所児及び職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導

(開所・閉所日)

第7条 この保育所の休所日は次のとおりとし、その他は開所日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日
- (4) 年末年始
- (5) その他園が必要と認めた日

(開所・閉所時間)

第8条 この保育所の開所時間は次のとおりとする。

- (1) 平日
午前7時30分から午後6時30分まで

(保育時間)

第9条 この保育所の保育時間は次のとおりとする。

- (1) 保育時間・平日
午前7時30分から午後6時30分まで

(保育料)

第10条 この保育所の保育料(利用者負担額)は、入所児の居住する市町村が定める額とし、事業所が徴収する。(ただし、従業員枠の入所児にかかる保育料は、事業所が定める額とする。)短時間保育に関する延長保育の保育料は、16:15分以降、30分を超えるごとに200円とする。

(定員)

第11条 この保育所の定員は5名とし、内訳は次のとおりとする。

- (1) 乳児 1名
- (2) 満3歳に満たない幼児 4名

(入所)

第12条 この保育所に入所する際は、子ども・子育て支援法の規定により入所児の居住する市町村から支給認定及び利用調整を受けるものとする。

(退所)

第13条 施設長は、次の各号に該当するときは、市町村に報告し、その指示を得て退所させることができる。

- (1) 保護者が退所を申し出たとき。
- (2) 入所児が長期にわたり入院し、退院の見込がないとき。
- (3) その他、入所を継続することが適当でないとき。

(平等な取扱い)

第14条 入所児の保育にあたっては、児童福祉法の理念に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、入所児の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしない。

(給食)

第15条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

2、給食は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

3、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。

(健康管理)

第16条 入所児には、入所時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、その記録を保管しておく。

2、職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、乳児担当保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

3、入所時の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者及び市町村長に速やかに報告する。

(入所児の生活)

第17条 この保育所の構造設備は、採光・換気等入所児の保健衛生を考慮したものとし、危険防止に十分な処置を講じる。

2、入所児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保つようにするため、次の事に留意する。

(1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒する。

(2) 食器等は、使用后よく洗い、十分に消毒する。

(保護者との連絡)

第18条 この保育所の施設長は、入所児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第19条 この保育所の施設長は、常に地域との交流に努め、保育所に対する理解と協力を得ることにより、入所児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(緊急時対応)

第20条 この保育所の緊急時における対応は、次のとおりとする。

(1) 入所児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(2) 入所児が事故にあった場合は、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第21条 この保育所の施設長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所児の安全に対して万全を期すものとする。

2、前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待防止)

第22条 この保育所は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(その他の事項)

第23条 この規定に定めるもののほか、保育所の運営に必要な事項は、施設長がその都度定める。

(改正)

第24条 この規定を改正するときは、理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規定は、平成27年8月1日から施行する。